

1 . 件 名 : 「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(伊方3号機(644))」

2 . 日 時 : 令和2年10月12日 15時00分～15時30分

3 . 場 所 : 原子力規制庁 9階A会議室

4 . 出席者 (・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁 :

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、仲管理官補佐、竹田上席安全審査官、鈴木主任安全審査官

四国電力株式会社 : 原子力本部 原子力部 運営グループリーダー 他5名

5 . 自動文字起こし結果

別紙のとおり

音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6 . その他

資料 :

- ・伊方発電所3号機非常用ガスタービン発電機設置に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請について
- ・伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(案)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	これからいいですか。
0:00:02	これからまだ時期ジオパークのヒアリングを行います。
0:00:06	このいつヒアリングに関しては、投資を行いますので、発言の際には、名前を言ってください。ちなみに私は規制庁タケダです。よろしくお願いします。
0:00:22	四国電力の中村ですよろしくお願いします。
0:00:28	それではまず、ページだけで、まず資料の一番最初の1から発電所3号機の時伴う/規定変更認可申請についてという資料が2つあるんで、系統するに に関してで四国電力から瀬
0:00:47	説明願います。
0:00:50	四国電力ナカムラです。了解しました。アジアの資料の確認です。
0:00:55	先ほど言われたタケダさんがおっしゃったようにA41万円の増厚等、非常用ガスタービンの発電機の整備についてということでパワーポイントでございます。
0:01:13	説明の順番ですが、8万円のほうを説明しつつ、その中でパワーポイントを使って、8月にいただいたヒアリングいただいたコメント回答していきたいと思 います。簡単。
0:01:28	あとタンクオーバーして9月に提出して一度確認させているナカジマ正式に該 当しないため、今回説明させていただきたいと思ます。
0:01:38	はい。それでは1枚ものを
0:01:42	原子力施設保安規定変更認可申請についてというふうにもご覧ください。
0:01:50	安全はじめに一つの背景と現状ということでええし一番上の丸についてはちょ っと省略いたします。二つ目の丸からですが、流下元年10月31日第790回 審査会合において、
0:02:06	当社申請に係る変更内容を御説明し、その地域、旧原子力安全保安院より発 出された非常用発電設備のオーバー規定の取り扱いについて指示平成23年 4月9日に基づく
0:02:22	保安規定第74兆技術発電機に規定する非常用発電機の運用及び腐食につ いて御説明し、
0:02:30	以上、GT設置に伴い職務規定する非常用発電機の運用監視することから、付 則の経過措置を満了することを含め、本審査会合におけ今後非常用GTGに 係る工事計画の認可を持ち、
0:02:46	事務的に確認する中で必要があれば審査会合で説明を求めて、この回答を 得てございます。
0:02:54	それから審査会合多く5ですが、同社からの新検査制度ですとか、他の案件 もありまして、1の基準については、審査が進んでいただき状況でしたが、

0:03:12	本年のにくかった 8 月 26 日にヒアリングして規制庁殿から、今回設置した G 値は、本規定第 84 重に規定する非常用ディーゼル発電機の代替電源として十分が押さないだろう。
0:03:29	本設備に問題があるのではなくて、重大事故対処設備の電源が増えるため、運用が柔軟となって、より安全になっているものの、どう 74 条に規定する非常用ディーゼル発電機の LCONPO 運用する上で、重大事故等対処設備である。
0:03:49	非常用ガスタービン発電機の運用が非常用発電機の運用開始に当たりとする場合は、根拠を再整理し説明することとコメントを受け、開局していておりますのでここで得たパワーポイントのほうをご覧ください。
0:04:09	／本当の元官房ご説明しておりますので、ここについては割愛させていただきます。
0:04:20	パワーポイントの 8 ページをご覧ください。
0:04:26	この新規制基準施行における整理ということで、当社の考えとしては必ず指示文書の発電用原子炉施設に対する要求事項の考えは新規つい基準施行により、変更されたものでは 10 年の要求が、
0:04:45	こうであるとの認識のもと、以下の対応を実施して参りました。
0:04:51	多数の電源設備の設置ということで、外部電源所内電源所内直流電源、それぞれに対して多重化や分散配置等の要求事項が示され、新規制基準に適合するようデイリー説明性設備等を配布しております。
0:05:09	緊急安心全対策で配置した大容量電源車 300kVA 電源車を新規制基準適合させるため、解除を行う SA 設備として再配備しております。
0:05:24	二つ目の矢羽で非常に御 GTG を SA 設備として設置許可変更の申請を行っているバス、そのときの状況について調査をいたしました。
0:05:35	二つ目のポチで緊急時安全対策報告後、設備の具体的な修文等の検討及びたって建設した建屋建設の準備工事を行って参りました。
0:05:47	新基準の規則規制基準施行において多層の電気が整備されている状況を踏まえ、今後も発電所の必要な電源設備について設置許可基準規則及び技術基準規則に基づく再整理して、
0:06:03	技術基準規則の西縁要求事項に適合するように SA 設備処置して 11 は設置許可のほう申請して文化をいただいております。
0:06:16	もう一つの運転でございますが設置許可申請時に保安規定付則に記載する非常用発電機についての基準がなく、
0:06:25	また、審査においても、非常用自治が保安器の腐食の非常用発電機に当たらずとも、議論はしてございませんでした。
0:06:38	これは 88 にあってヒアリングのときに状況執行整理してくれということで整理した内容でございます。

0:06:47	それを受けて
0:06:50	a県aスズキ9ページ目、づくはじめをご覧ください。
0:06:56	パワーポイントの6ポツの非常用DGを非常用発電機とすることについてですが、新規制基準施行により大容量電源車を常設化したく類似の運用開始によって、保安規定付則に記す非常用発電機と、
0:07:14	このような御監視との考えはございませんでした。
0:07:18	これは空冷イシイの設置により、新規制基準を満足する電源設備、
0:07:24	すべて66を設定設置したことになったが、緊急時安全対策の長期対応として、国及び公に約束した恒設非常用発電設備を持って、緊急時電源の整備が完了すると考えておりました。
0:07:40	いうことでございます。
0:07:42	1万円未満のペーパーでいただきたいです。当社の
0:07:52	資料1というのを、先ほどの続きですが、当社の回答の趣旨ということにはもうここに記している通りでございます。
0:08:02	1ポツの最後のマル。
0:08:06	その方ですが、原子力規制委員会にてLCO内田知事の判断や重大事故対処設備機器特重施設設備を踏まえた運用の改善が必要との認識が示され、これは委員会が受けた。
0:08:22	当社のをLCO逸脱格納容器スプレイポンプの弁にチェーンを巻き込んでいる周知冊になった話でございますこれが発端でございます。
0:08:36	それを受けて、委員長から発言がございました。
0:08:40	は運用改善の必要なのっていうのを認識が示され、ATENAにて対応する見通しとなってございます。
0:08:50	これを受けて本申請のほう規定第74条に規定する非常用ディーゼル発電機及び非常用発電機の運用についても、設計基準に対し事故対処設備も、これは重大事故到達設備の代替可能性及びいるしという。
0:09:07	など、保安規定全体に影響を与えるからなお慎重な検討が必要との指摘を受けたと。
0:09:16	決定おります。
0:09:19	これが来背景等、現在の現状でございます。
0:09:26	ポツの今後の審査対応ですが、については論点があるとかありましたということを書いてございます。
0:09:35	二つ目の丸ずっとここでもっかい当社の主張としては、保安規定74条に規定する非常用ディーゼル発電機と大体なる非常用発電機の要求は、平成23年4月に行く店橋されており、新規制基準施行時にも見直されております事項状況に変化がないことから、
0:09:55	現在の基準委員会いただくことがまず第1とかが競技ました。

0:10:00	しかしながら、一つのその後の状況の令和が必要に常勤の論点については、議論に一定の期間が必要であり、この5章に対応する見通しであるLCO雪とも
0:10:15	運用管理に含まれる議論されると考えていることから、当論点については申請時には期待と考えております。
0:10:24	最後の丸が二つ目のバッチの丸ですが、本申請は非常にGTG設置に伴い、保安規定付則の経過措置中央満了することから即応削除し、同74条に非常用発電機の運用規定することで申請しておりましたが、
0:10:43	今後、イシイを聞いて運用管制について議論されることとなっていることから、一旦不足に非常用ディーゼル発電機の代替電源を整理した市町村8天気の運用規定することと変更し、
0:10:58	今後議論されるなりの整理結果を踏まえて改めてへ変更したいと考えております。
0:11:05	状況が実業ことが安全性向上に資するものと理解しており、改めてこの論点については必要な手続きを行いたいと考えております。
0:11:18	これが
0:11:20	性状一番の説明内容でございます。
0:11:26	特に当社から確認したい点は
0:11:32	です。
0:11:34	8月のヒアリングにてコメントを書かせキ感等できてませんでしたので、今回パワーポイントを使って回答させていただきました。
0:11:46	で、閉園41枚ものの一つの最後の丸、その後の火線引いてるところですが、これについては、この内容については規制庁殿もこのような御理解でよろしいでしょうかというのが1点。
0:12:04	それとあと、2ポツの下線部。
0:12:07	2ヶ所ほど引いてますが、この火線についても規制庁殿と当社が同じ認識であるかというのを確認したいというのがこの文書の趣旨でございます。
0:12:21	一旦、当社からの説明は終了させていただきます。
0:12:30	入って規制庁タケダですね、御説明一応ですか。ごめんなさい部の位置をちょっと上記手続きを踏むことが安全性向上に資するものと理解してみてくれる具体的にはどういうことなんでしょうか。
0:12:45	もう付則リース非常用発電機一旦削除するというのをですね、付則に非常用発電機の運用開始へですね
0:12:56	11時5早く御セキな状態で運用したいという趣旨でございます。ですので、今回の

0:13:06	桂川電機の整理についてということについてはしたところで、区切らせていただいて、11時の運用を解約していきたいという改めてATENAで整理結果を踏まえて必要な手続きを行いたいと。
0:13:24	やっぱり趣旨がございます。規制庁の武田です。SA設備としては、実際にGTGを運用されるので安全性向上は関係ないように感じるんですか。いかがでしょうか。
0:13:37	安全性向上というか案1の事故についてになった場合にはですねときちつとをこれまでであったプレート真西であって、持つということになりますんで。
0:13:52	そういうふうな
0:13:54	ことで安全性の向上に資すると記載させていただいております。
0:13:59	四国電力の中村です。
0:14:06	規制庁の武田です。だから地域イシイは宝限り出て非常発電機っていうのは、別途設計基準対象設備だと考えていてのは、基本的な私たちの規制庁との規制庁としてのうちのグループとするというかなんですけれども、
0:14:24	だから実際にはもうGTGが動くSA設備として置くことなので、ごめんなさい、安全性向上っていう意味K会
0:14:36	どうなんでしょうねということなんです、設備的には全然構わないんですよ、運用的にちょっと変わるだけで、
0:14:45	その運用にはついては変わります。についても当然運用性の向上に繋がりますけど、0日としての登録。
0:14:57	以前にですね、平成男子感を持つということでプラント全体の事故時の安全性に繋がるという趣旨でここは記載しております。
0:15:16	ちょっと
0:15:18	こちらで話すので止めて、
0:15:23	はい。
0:15:24	すいません。規制庁の武田です。まず
0:15:32	一つ目の減入った背景と現状についてでとか決定とか選定に関してはATENAで対応する見通しになったということで、LCO用地の設定などへと慎重介護が必要であるということは了解了解です。
0:15:50	ただ、その上で、今日の回答内容趣旨なんですけども。
0:15:55	これに関しては、非常用発電機にあたるものかどうかっていうのはこれからATENAの中で議論していく問題であって、了解はしないと考えております。
0:16:09	四国電力の中村です。そこについては了解しました。
0:16:15	次の1ポツの今後の対応なんですけども。
0:16:19	ATENAに関しては、
0:16:23	四国電力含めて事業者で別途適切に今後対応していくもんだと思っております、

0:16:30	馬橋店切り替えるってのは了解ですが、それは新たなATENA整備結果を踏まえた上で、また議論させていただきたいと考えております。
0:16:42	了解しました。で、その改めてその議論というのは、これを勝てなくて何らかの形で整理をされると思ってます。その後、もう一度、当社単独四国電力特出しで、
0:17:01	この非常用を発電機について議論するというので、
0:17:08	消火えと特出しということじゃなくてこれ全体でやるだけ見て、
0:17:15	ちょっと待ってください。また見てます。規制庁タケダです。すみません。申請、これって別途指示計とATENA議論が終わった後に各電力申請があると思うので、その申請内容に応じて
0:17:31	審査していくことになると思います。
0:17:33	庄原電力が込められず、はい。矢野。
0:17:37	当社についてもそのような認識でございます。ATENAでまとめてやって、その後個社で対応していくというふうな状況なのかと思います。
0:17:49	以上です。
0:17:55	規制庁タケダです了解しました。
0:18:01	これに関して他に何かありますか。
0:18:05	ごめんなさい資料は後段で資料1にさせていただければ助かります。
0:18:12	規制庁タケダです。
0:18:14	規制庁タケダですね、資料番号は資料1にで二つは資料でやることとなりますのでよろしく申し上げます。
0:18:24	了解しましたって、
0:18:27	四国電力の中村タケダさんよろしいでしょうか、ちょっと一つ、待機見だけでいいですね。お願いします。
0:18:35	要は8月26日の審査を受けてですね、ヒアリングを受けてですね、そのときのコメント回答としては、今日きょう であろう回答したという扱いを見たいでしょうか。
0:18:51	はい、規制庁だけでその通りです。わかりましたでAとA41枚。
0:18:57	四国
0:18:58	ナカムラです。41枚、
0:19:04	のまず議論を一つ気になっているところがですね、審査会合昨年の審査会合を行った上で、今後こういろいろこれまでのヒアリングを踏まえて、
0:19:20	火線部下のような状況になりましたということで、社会について庁内手続き等についてですね、不具合等はないのかなと。
0:19:33	思うんですが、
0:19:35	この辺を1枚ものと補正の今度の正式に補正申請すると思いますが、そのときに、この絵を1枚ものも改めて出すという形もあるかと思うんですが、

0:19:50	要は 8 月 26 日の会合を受けて、審査ヒアリングを受けて、パワーポイントで説明しましたと今日の審査をヒアリングを受けて計 41 枚ものと、本当参考資料のほうについて、
0:20:10	正式に補正資料と一緒に提出して、
0:20:14	はい。
0:20:15	手もあるかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。規制庁的です今日の資料で今日の憲法のヒアリング資料として 110 月で、特に補選ときは不要だと思います。
0:20:29	了解しました四国電力ナカムラです。了解しました。
0:20:37	はい、四国電力ナカムラです。規制庁スズキですね、先ほど
0:20:42	A41 枚ものを次の 1 ポツの三つ目の丸です。今年今年 8 月 26 . ヒアリングの指摘について、今日回答したということによるしいかということで整理は先ほどタケダれた通り、
0:20:59	回答したという事実はこれでいいと思ってるんですけども、この内容については、先ほどの話にポツで、本申請から切り分けるということでしたので、この回答の内容でいいかどうかというのの写真については、判断しませんので、その場で了解いただきたいと思います。
0:21:21	/ 創始者主旨は了解いたしました。聞いたということですね。はい、はい。
0:21:28	ちょ、
0:21:29	ナカムラです。
0:21:33	はい、規制庁の武田です。他に何か。
0:21:37	で、今後のスケジュールなんですけども一部られる補正が出てくるのでしょうか。
0:21:44	少々お待ちください。
0:21:59	四国電力の中村です。
0:22:02	補正の時期ですけども当社内で規定基づか人海東方やらなければならないので来週早々塾加圧た
0:22:14	これには、
0:22:16	出したいと思っております。
0:22:19	以上です。
0:22:20	はい、了解しましては規制庁タケダです。ほかになければ終わりたいと思いますが、何かございます。
0:22:30	四国電力ナカムラです。それでは、これで審査アート補正の準備をしたいと思っております。以上です。はい、どうもありがとうございました。これできることはないと思います。
0:22:45	はい。